

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年10月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R2. 9月（〇〇保全地区）に係る警察が処分依頼された事件（ゴミ）処理依頼された経緯経過が分かる書類 農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年11月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月28日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来あるべき書類（警察から残りの分は）県に処理してくれと頼まれた中で、県は業者に発注（別のものと一緒）に業者処理しているので、ある書類（見積り等とか事業報告、領収書があるので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、〇〇（〇〇海岸）のゴミ処理について、警察から依頼を受けた経緯経過が分かる書類と解されるが、南部総合県民局農林水産部＜〇〇＞（以下「農林水産部〇〇」という。）は、警察からゴミ処理の依頼を受けた事実はないことから、農林水産部〇〇は、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である。

また、審査請求人が主張している「業者に発注し処理している書類（見積り、事業報告、領収書等」とは、「R 2 〇 耕 〇〇海岸 草刈り業務」及び「R 2 〇 耕 〇〇海岸 廃棄物等処理業務」の関係書類と解され、本件請求とは何ら関係のないものである。

なお、これらの関係書類については、後日「令和3年2月4日付け南総第25637号」により、部分公開済みである。

以上のことから、農林水産部〇〇は、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月28日	諮問
令和7年6月25日 第1部会（第24回）	審議
同年 7月28日 第1部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇（〇〇海岸）のゴミ処理について、実施機関が警察から依頼を受けた経緯経過が分かる書類の公開を求めるものである。

2 公文書の保有の有無について

実施機関は、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、当該公文書を保有していないとして原処分を行っているのに対し、審査請求人はあるべき書類であると主張しているため、本件請求に係る公文書の保有の有無を以下検討する。

実施機関は、本件請求の前提である警察からの依頼について、そのような事実はないと説明している。県の管理する土地で一般廃棄物の不法投棄が行われていた場合、当該廃棄物については、県が一般廃棄物処理業者に処理を委託する等の対応が必要と

なる（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条の2第6項）。

一方で、不法投棄は犯罪とされていることから（廃掃法第16条、第25条第1項第14号）、警察が不法投棄をした者を検挙することは考えられる。しかし、投棄された廃棄物の処理を求めることは、警察の任務ではないため、審査請求人が主張するようなゴミ処理を実施機関に対して文書で依頼することは、社会通念上考えられない。

したがって、実施機関が警察から依頼を受けた経緯経過がわかる文書については、当該文書の存在の前提となる、実施機関が警察から文書で依頼を受けた事実が存在しないものであるから、当該文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	